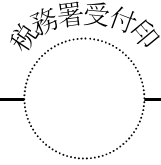


令和 年分 非居住者等に支払われる借入金の利子の  
支払調書合計表



処 理 事 項	通信日付印	検 収	整理簿登載	身元確認
	※ ・ ・	※	※	※

○平成28年1月1日以後提出用

令和 年 月 日 提出  税務署長 殿	提 出 者	住所(居所)又は所在地 電話 ( - - )	整理番号				
		個人番号又は法人番号(注) フリガナ氏名又は名称	調書の提出区分 (新規=1、追加=2、訂正=3、無効=4)	提出媒体		本店一括	有・無
	作成担当者	フリガナ代表者氏名	作成税理士署名	税理士番号 ( )			
				電話 ( - - )			

区 分	支 払 総 額 (支払調書提出省略分を含む。)			左のうち、支払調書を提出するものの合計		
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
一 般 分	人	円	円	人	円	円
軽 減 分						
非課税又は免税分						
計						

(摘 要)

○ 提出媒体欄には、コードを記載してください。(電子=14、FD=15、M0=16、CD=17、DVD=18、書面=30、その他=99)  
(注) 平成27年分以前の合計表を作成する場合には、「個人番号又は法人番号」欄に何も記載しないでください。

## 【非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書合計表】

### 記載要領

- 1 「支払総額（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての借入金の利子について記載する。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- 3 「一般分」欄には、次の4又は5に掲げる借入金の利子以外のものについて記載する。
- 4 「軽減分」欄には、租税条約に基づき課税の軽減を受けた借入金の利子（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減に関する規定により軽減されたものを含む。）について記載する。
- 5 「非課税又は免税分」欄には、所得税法第180条（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）第1項又は所得税法第214条（源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得）第1項の規定により所得税の徴収をしなかったもの及び租税条約に基づき課税の免除を受けた借入金の利子（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）について記載する。
- 6 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。